

転出手続きに窓口へ行く必要がなくなる

マイナポータルで

転出手続きができます！



問い合わせ 市民税務課 ☎59-2143

マイナポータル（※注）を通じたオンラインで転出手続きができます。このサービスを利用する方は、旧住所地の窓口への来庁が原則不要となります。

◆デジタル庁「引越し手続オンラインサービス」



◆マイナポータルでの引越し手続はこちら



引越だけでなく、同一世帯員の引越でも利用することができます。マイナポータルを通じて転出手続きをした後は、必ず新住所（転入先）の窓口に行き、転入手続きをしてください。詳しくは、デジタル庁「引越し手続オンラインサービス」をご覧ください。

（※注）マイナポータルとは、行政手続きのオンライン窓口のこと。オンライン申請のほか、行政機関などが保有する自分の情報や行政機関からのお知らせを確認できます。



本籍地が遠くにある、欲しい戸籍の本籍地が全国各地にある場合でも最寄りの市区町村で手続きができる

戸籍証明書などの
広域交付 スタート

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2143

ん。

請求方法

戸籍証明書などを請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口で直接請求してください。※郵送や代理人による請求はできません。

必要なもの

窓口で請求する方の顔写真付きの身分証明書を提示してください。
・運転免許証
・マイナンバーカード
・パスポート など

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。



法務省「戸籍法の一部を改正する法律について」

確定申告には

「社会保険料（国民年金保険料）の添付を忘れずに

年金のはなし No.329

問い合わせ 広島西年金事務所 保健医療課 ☎59-2141

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、社会保険料控除の対象となります。

控除の対象となるのは、令和5年1月から12月中旬に納めた保険料です。自身の保険料だけでなく、配偶者や子どもの保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告するには、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。

控除証明書の送付時期

・令和5年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方
・令和5年11月上旬
・令和5年10月1日から12月31日までの間にその年に初めて国民年金保険料を納付した方
・令和6年2月上旬
再発行が必要な方は、「ねんきん加入者ダイヤル」または年金事務所

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」へ。

0570-003-004
03-6630-2525
(050から始まる電話の方)

広報おおたけ&市ホームページ

広告募集

問い合わせ 企画財政課 ☎59-2124

募集掲載期間 4月～令和7年3月

※「広報おおたけ」は5月号から令和7年4月号までの掲載です。
申し込み 掲載希望月の前々月の末日（末日が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日）までに、申込書を企画財政課へ。広告原稿は、広告主の責任で作成してください。

申込書は、市ホームページからダウンロードできます。詳しくは企画財政課へ。

ホームページ（バナー広告）

ページビュー数…約167万件（昨年1年間に閲覧されたページの合計数です。広告のアクセス件数を保証するものではありません）

規格

○大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル

○形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG、PNG

○容量 4キロバイト以下

広告料（1月当たり）

1枠 1万円（税込み）

広報紙

発行部数…約1万2400部
(月1回発行)

規格	色	広告料（税込み）	
		市内業者	市外業者
1号 縦10cm×横8.3cm	黒1色	30,000円	40,000円
2号 縦4.7cm×横8.3cm	黒1色	15,000円	20,000円
3号 縦4.7cm×横17cm	印刷用4色	50,000円	60,000円
4号 縦4.7cm×横8.3cm	印刷用4色	25,000円	30,000円

※広告を同一年度内に継続して複数回または複数月掲載し、広告料を一括して納付する場合は、割引があります。

3カ月～5カ月…5%割引
6カ月～8カ月…10%割引
9カ月～11カ月…15%割引
12カ月…20%割引